

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信 2020/No.6

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 冬のコロナ対策にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策分科会より「感染リスクが高まる5つの場面」の提言がありました。以下、5つの感染リスクが高まる場面について、みなさんの生活に潜んでいないかご確認ください。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



② 職場で新型コロナウイルスに感染した場合…

◆業務によって感染した場合は「労災保険給付」の対象となります

対象となるのは???

- ① 感染経路が業務によることが明らかな場合
- ② 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合
- ③ 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります

※複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務

詳細はTOKEN通信(2020/No.4)にてご確認ください

http://www.office-token-sr.com/news/dl/office-TOKEN_2020-no4.pdf

◆労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

- 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
- 給付日：休業4日目から
 - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
- * 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

◆業務上の感染でない場合は健康保険の対象となります

新型コロナウイルスに感染し、その療養のため労務に服することができない方については、他の疾病に罹患している場合と同様に、会社の保険に加入されている方であれば、療養のための労務不能日より起算して3日を経過した日から、直近12ヶ月の平均の標準報酬日額の3分の2に相当する金額が、傷病手当金として支給されます。

なお、労務に服することが出来なかった期間には、発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間も含まれます。

また、やむを得ず医療機関を受診できず、医師の意見書がない場合においても、事業主の証明書により、労務不能と認められる場合があります。

③ 社会保険でいう扶養の収入の範囲って…

社会保険の被扶養者認定については、年間収入130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとしており、その認定にあたっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとしています。

このため、認定時には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、今後1年間の収入が130万円未満となると見込まれる場合には、引き続き、被扶養者として認定されます。

例えば、新型コロナウイルス感染症の対応のため、一時的に収入が増加しており、年収が130万円を超えてしまった場合などです。

この場合、収入増加の原因が一時的なものであり、今後の収入が130万円未満と見込まれる場合には社会保険の扶養から外す必要はありません。

また、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定が遡って取り消されることはありません。



今年も1年大変お世話になりました。

来年もいろいろとお世話になることと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

どうぞよいお年をお迎えください…



特定社会保険労務士
行政書士

田邊 武範